

（騒音防止装置）

第27条 昭和51年8月31日以前に製作された普通自動車、小型自動車及び軽自動車であつて次の表の自動車の種別の欄に掲げるもの（昭和51年1月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車、認定を受けた型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車（道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年運輸省令第67号）による改正前の道路運送車両法施行規則（以下単に「旧規則」という。）第62条の3の2第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車をいう。以下同じ。）を除く。）については、細目告示第40条第1項第3号の規定にかかわらず、第9項、第12項、第13項、第19項又は第21項の規定によるほか、法第75条第4項の検査又は施行規則第62条の3第5項の検査の際、同告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種別	騒音の大きさ	
	定常走行騒音	加速走行騒音
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この条及び次条において同じ。）を除く。）車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワットを超えるもの	80	92
車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワット以下のもの	78	89
小型自動車（二輪自動車に限る。）	74	86
軽自動車（二輪自動車に限る。）	74	84

2 昭和52年8月31日以前に製作された普通自動車、小型自動車及び軽自動車であつて次の表の自動車の種別の欄に掲げるもの（昭和52年1月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車、認定を受けた型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第40条第1項第3号の規定にかかわらず、第11項から第13項まで、第15項、第16項又は第19項の規定によるほか、法第75条第4項の検査又は施行規則第62条の3第5項若しくは旧規則第62条の3の2第2項において準用する施行規則第62条の3第5項の検査の際、同告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種別	騒音の大きさ	
	定常走行騒音	加速走行騒音
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であって車両総重量が3.5トン以下のもの	74	85
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	70	84

- 3 昭和54年11月30日（軽油を燃料とする自動車及び二輪自動車であって輸入された自動車以外のものにあつては昭和55年2月29日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（軽油を燃料とする自動車、二輪自動車及び輸入された自動車を除く。）にあつては昭和54年8月31日、輸入された自動車にあつては昭和56年3月31日）以前に製作された普通自動車、小型自動車及び軽自動車であつて次の表の自動車の種別の欄に掲げるもの（第1項及び第2項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて昭和54年1月1日（軽油を燃料とする自動車及び二輪自動車にあつては昭和54年4月1日）以降に、指定を受けた型式指定自動車、認定を受けた型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第40条第1項第3号の規定にかかわらず、第9項、第11項から第13項まで、第15項、第16項、第19項又は第21項の規定によるほか、法第75条第4項の検査又は施行規則第62条の3第5項若しくは旧規則第62条の3の2第2項において準用する施行規則第62条の3第5項の検査の際、同告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値に定める方法により測定した定常走行騒音及び加速走行騒音の大きさがそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種別		騒音の大きさ	
		定常走行騒音	加速走行騒音
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワットを超えるもの	80	89
	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワット以下のもの	78	87
	車両総重量が3.5トン以下のもの	74	83
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車		70	82

車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）		
小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）	74	83

4 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）であって昭和58年8月31日（輸入された自動車にあつては、昭和59年3月31日）以前に製作されたもの（第2項及び第3項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって昭和57年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車、認定を受けた型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第40条第1項第3号の規定にかかわらず、第11項、第13項又は第16項の規定によるほか、法第75条第4項の検査又は施行規則第62条の3第5項若しくは旧規則第62条の3の2第2項において準用する施行規則第62条の3第5項の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

- 一 定常走行騒音 70デシベル
- 二 加速走行騒音 81デシベル

5 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）のうち、車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワット以下のものであって昭和59年8月31日（輸入された自動車にあつては、昭和60年3月31日）以前に製作されたもの（第1項及び第3項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和58年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車、認定を受けた型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第40条第1項第3号の規定にかかわらず、第12項、第19項又は第21項の規定によるほか、法第75条第4項の検査又は同令第62条の3第5項（旧規則第62条の3の2第2項において準用する場合を含む。）の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

- 一 定常走行騒音 78デシベル
- 二 加速走行騒音 86デシベル

6 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって昭和60年8月31日（輸入された自動車にあっては、昭和61年3月31日）以前に製作されたもの（第1項から第3項までの自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、昭和59年10月1日以降に、指定を受けた型式認定自動車、認定を受けた型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第40条第1項第3号の規定にかかわらず、第12項、第13項、第15項、第19項又は第21項の規定によるほか、法第75条第4項の検査又は同令第62条の3第5項（旧規則第62条の3の2第2項において準用する場合を含む。）の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあっては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種別		騒音の大きさ	
		定常走行騒音	加速走行騒音
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワットを超えるもの	80	86
	車両総重量が3.5トン以下のもの	74	81

7 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって昭和61年8月31日（輸入された自動車にあっては、昭和62年3月31日）以前に製作されたもの（第1項、第2項、第3項及び第6項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、昭和60年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車、認定を受けた型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第40条第1項第3号の規定にかかわらず、第9項、第12項、第13項、第15項、第19項又は第21項の規定によるほか、法第75条第4項の検査又は同令第62条の3第5項（旧規則第62条の3の2第2項において準用する場合を含む。）の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあっては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構

造であればよい。

自動車の種類別		騒音の大きさ	
		定常走行騒音	加速走行騒音
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワットを超えるものであって、専ら乗用の用に供するもの以外のもののうち、すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの、セミトレーラを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車以外のもの	80	86
	車両総重量が3.5トン以下のもののうち、すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの	74	81
軽自動車（二輪自動車に限る。）		74	78

- 8 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）のうち、車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワットを超えるもの（専ら乗用の用に供するもの以外のものであってすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの、セミトレーラを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車に限る。）であって昭和62年10月31日（輸入された自動車にあっては、昭和63年3月31日）以前に製作されたもの（第1項、第7項及び第17項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、昭和61年12月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車、認定を受けた型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第40条第1項第3号の規定にかかわらず、第12項又は第21項の規定によるほか、法第75条第4項の検査又は同令第62条の3第5項（旧規則第62条の3の2第2項において準用する場合を含む。）の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあっては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値に定める

方法により測定した定常走行騒音及び加速走行騒音の大きさがそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

- 一 定常走行騒音 80デシベル
- 二 加速走行騒音 86デシベル

9 次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる日以前に製作された小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）については、細目告示第40条第1項第1号及び第2号、第118条第1項及び第196条第1項の規定にかかわらず、同告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び排気騒音（当該自動車の原動機が最高出力時の回転数の60パーセントで無負荷運転されている場合に発生する、排気管の開口部から後方へ20メートル離れた地上高さ1.2メートルの位置における騒音の大きさをいう。以下同じ。）をデシベルで表した値がそれぞれ85デシベルを超えない構造であればよい。

イ 型式指定自動車及び型式認定自動車	昭和46年3月31日（同日以前に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車にあつては、同年12月31日）
ロ 騒音防止装置認定自動車	昭和50年12月31日
ハ 国土交通大臣が指定する自動車（イ及びロに掲げる自動車を除く。）	昭和53年12月31日
ニ イからハマまでに掲げる自動車以外の自動車	昭和61年5月31日（輸入された自動車にあつては、平成元年3月31日）

10 小型自動車（二輪自動車に限る。）であつて昭和63年8月31日（輸入された自動車にあつては、平成元年3月31日）以前に製作されたもの（第1項及び第3項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和62年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第40条第1項第3号の規定にかかわらず、前項又は第21項の規定によるほか、法第75条第4項の検査又は旧規則第62条の3の2第2項において準用する施行規則第62条の3第5項の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値に定める方法により測定した定常走行騒音及び加速走行騒音の大きさがそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

- 一 定常走行騒音 74デシベル

二 加速走行騒音 78デシベル

11 次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）については、細目告示第40条第1項第1号及び第2号、第118条第1項及び第196条第1項の規定にかかわらず、同告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び排気騒音をデシベルで表した値に定める方法により測定した定常走行騒音及び排気騒音の大きさがそれぞれ85デシベルを超えない構造であればよい。

イ 型式指定自動車及び型式認定自動車	昭和46年3月31日（同日以前に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車にあつては、同年12月31日）
ロ 騒音防止装置認定自動車	昭和50年12月31日
ハ 国土交通大臣が指定する自動車（イ及びロに掲げる自動車を除く。）	昭和53年12月31日
ニ イからハマまでに掲げる自動車以外の自動車	昭和63年5月31日（輸入された自動車にあつては、平成3年3月31日）

12 次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる日以前に製作された普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）については、細目告示第40条第1項第1号及び第2号、第118条第1項及び第196条第1項の規定にかかわらず、同告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び排気騒音をデシベルで表した値がそれぞれ85デシベルを超えない構造であればよい。

イ 型式指定自動車及び型式認定自動車	昭和46年3月31日（同日以前に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車にあつては、同年12月31日）
ロ 騒音防止装置認定自動車	昭和50年12月31日
ハ 国土交通大臣が指定する自動車（イ及びロに掲げる自動車を除く。）	昭和53年12月31日
ニ イからハマまでに掲げる自動車以外の自動車	平成元年5月31日（輸入された自動車にあつては、平成4年3月31日）

13 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成11年8月31日（輸入された自

自動車にあっては、平成12年3月31日）以前に製作されたもの（第9項、第11項及び第12項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成10年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車（細目告示第5条第8号に規定する騒音防止装置指定自動車をいう。以下同じ。）、認定を受けた型式認定自動車並びに騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第40条第1項第1号及び第2号、第118条第1項及び第196条第1項の規定にかかわらず、同告示別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び同告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種別	騒音の大きさ	
	定常走行騒音	近接排気騒音
専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）であって、車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワットを超えるもの	85	107
専ら乗用の用に供する乗車定員6人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	85	103
軽自動車（二輪自動車に限る。）	85	99

- 14 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、平成11年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成12年3月31日）以前に製作されたもの（第1項から第4項まで、第6項及び第7項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成10年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車、認定を受けた型式認定自動車並びに騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第40条第1項第3号の規定にかかわらず、第9項、第11項、第12項又は前項の規定によるほか、法第75条第4項の検査又は同令第62条の3第5項（旧規則第62条の3の2第2項において準用する場合を含む。）若しくは施行規則第62条の4の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、型式認定自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあっては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種類別	騒音の大きさ	
	定常走行騒音	加速走行騒音
専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）であって、車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワットを超えるもの	80	83
専ら乗用の用に供する乗車定員6人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	70	78
軽自動車（二輪自動車に限る。）	74	75

15 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であって車両総重量が1.7トン以下のもの並びに軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であって運転者室の前方に原動機を有するもののうち、平成12年8月31日（輸入された自動車にあつては、平成13年3月31日）以前に製作されたもの（第12項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成11年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示第40条第1項第1号及び第2号、第118条第1項及び第196条第1項の規定にかかわらず、同告示別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び同告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

- 一 定常走行騒音 85デシベル
- 二 近接排気騒音 103デシベル

16 専ら乗用の用に供する乗車定員7人以上10人以下の自動車（二輪自動車を除く。）であつて、平成13年8月31日（輸入された自動車にあつては、平成14年3月31日）以前に製作されたもの（第11項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成11年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、細目告示第40条第1項第1号及び第2号、第118条第1項及び第196条第1項の規定にかかわらず、同告示別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び同告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

- 一 定常走行騒音 85デシベル
- 二 近接排気騒音 103デシベル

17 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が1.7トン以下のもの並びに軽自動車（専ら乗

用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車を除く。)であって、運転者室の前方に原動機を有するもののうち、平成12年8月31日（輸入された自動車にあつては、平成13年3月31日）以前に製作されたもの（第2項、第3項、第6項及び第7項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成11年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示第40条第1項第3号の規定にかかわらず、第12項又は第15項の規定によるほか、法第75条第4項の検査又は同令第62条の3第5項（旧規則第62条の3の2第2項において準用する場合を含む。）若しくは施行規則第62条の4の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、型式認定自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

- 一 定常走行騒音 74デシベル
- 二 加速走行騒音 78デシベル

18 専ら乗用の用に供する乗車定員7人以上10人以下の自動車（二輪自動車を除く。）であつて、平成13年8月31日（輸入された自動車にあつては、平成14年3月31日）以前に製作されたもの（第2項から第4項までの自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成11年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、細目告示第40条第1項第3号の規定にかかわらず、第11項又は第16項の規定によるほか、法第75条第4項の検査又は旧規則第62条の3の2第2項において準用する施行規則第62条の3第5項若しくは同令第62条の4の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

- 一 定常走行騒音 70デシベル
- 二 加速走行騒音 78デシベル

19 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成13年8月31日（ロに掲げる自動車にあつては、平成14年8月31日）以前に製作されたもの（第12項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成12年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）について

は、細目告示第40条第1項第1号及び第2号、第118条第1項及び第196条第1項の規定にかかわらず、同告示別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び同告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種類別	騒音の大きさ	
	定常走行騒音	近接排気騒音
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）であって、車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワット以下のもののうち、すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの	85	105
ロ 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であって、車両総重量が1.7トンを超え3.5トン以下のもの	85	103
ハ 軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの	85	103

20 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、平成13年8月31日（ロに掲げる自動車にあつては、平成14年8月31日）以前に製作されたもの（第1項から第3項まで及び第5項から第7項までの自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成12年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示第40条第1項第3号の規定にかかわらず、第18項及び前項の規定によるほか、法第75条第4項の検査又は同令第62条の3第5項（旧規則第62条の3の2第2項において準用する場合を含む。）若しくは施行規則第62条の4の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、型式認定自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種別	騒音の大きさ	
	定常走行騒音	加速排気騒音
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）であって、車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワット以下のもののうち、すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの	78	83
ロ 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であって、車両総重量が1.7トンを超え3.5トン以下のもの	74	78
ハ 軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの	74	78

21 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、平成14年8月31日（イ及びハに掲げる自動車にあつては、平成15年8月31日）以前に製作されたもの（第9項及び第12項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成13年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示第40条第1項第1号及び第2号、第118条第1項及び第196条第1項の規定にかかわらず、同告示別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び同告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種別	騒音の大きさ	
	定常走行騒音	近接排気騒音
イ 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び二輪自動車を除く。）であって、車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワットを超えるもの	85	107
ロ 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以下のもの及び乗車定員11人以上であつてすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた	85	105

もの以外のもの並びに二輪自動車を除く。) であつて、車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワット以下のもの		
ハ 小型自動車（二輪自動車に限る。）	85	99

22 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成14年8月31日（イ及びハに掲げる自動車にあつては、平成15年8月31日）以前に製作されたもの（第1項、第3項、第5項から第8項まで及び第10項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成13年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示第40条第1項第3号の規定にかかわらず、第9項、第12項又は前項の規定によるほか、法第75条第4項の検査又は施行規則第62条の3第5項（旧規則第62条の3の2第2項において準用する場合を含む。）若しくは施行規則第62条の4の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、型式認定自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

自動車の種別	騒音の大きさ	
	定常走行騒音	加速排気騒音
イ 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワットを超えるもの	80	83
ロ 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以下のもの及び乗車定員11人以上であつてすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの並びに二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワット以下のもの	78	83
ハ 小型自動車（二輪自動車に限る。）	74	75

23 内燃機関を原動機とする自動車であつて、平成22年3月31日以前に製作されたものが備える消音器については、細目告示第40条第2項の規定にかかわらず、破損及び腐食がない

ものであればよい。

24 内燃機関を原動機とする自動車であって、平成22年3月31日以前に製作されたものが備える消音器については、細目告示第118条第2項及び第3項並びに第196条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準に適合するものであればよい。

- 一 消音器の全部又は一部が取り外されていないこと。
- 二 消音器本体が切断されていないこと。
- 三 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。
- 四 消音器に破損及び腐食がないこと。

25 二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。以下この項において同じ。）であって、平成28年12月31日以前に製作されたものについては、次の各号に掲げる基準に適合するものであればよい。

一 二輪自動車（平成26年1月1日（輸入された自動車にあつては平成29年1月1日）以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値が85デシベルを超える騒音を発しない構造であること。

二 二輪自動車（第9項の自動車並びに平成26年1月1日（輸入された自動車にあつては平成29年1月1日）以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示第40条第1項第2号の2、第118条第1項第3号及び第196条第1項第3号の規定にかかわらず、第13項及び第21項の規定によるほか、同告示別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をデシベルで表した値が94デシベルを超える騒音を発しない構造であること。

三 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（第1項、第3項、第7項、第10項、第14項及び第22項の自動車並びに平成26年1月1日（輸入された自動車にあつては平成29年1月1日）以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示第40条第1項第4号及び第118条第1項第4号の規定にかかわらず、第9項、第13項及び第21項の規定によるほか、法第75条第4項の検査又は施行規則第62条の3第5項（旧規則第62条の3の2第2項において準用する場合を含む。）若しくは施行規則第62条の4の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、型式認定自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲

げる値を超える騒音を発しない構造であること。

自動車の種類	騒音の大きさ	
	定常走行騒音	加速走行騒音
小型自動車	72	73
軽自動車	71	73

- 26 令和3年8月31日以前に製作された二輪自動車(平成28年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。)のうち、使用の過程において、消音器(消音器と排気管が分割できる構造のものにあっては排気管を含む。)の改造、取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更を行ったものについては、細目告示第118条第1項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成25年国土交通省告示第68号)による改正前の細目告示第118条第1項の規定に適合するものであればよい。
- 27 令和3年1月20日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の二輪自動車(側車付二輪自動車を除く。)については、細目告示第40条第1項第4号及び第118条第1項第4号の規定にかかわらず、協定規則第41号第4改訂版補足第2改訂版に規定する試験路において測定した値を用いることができる。
- 28 次の各号に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)については、細目告示第40条、第118条及び第196条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成28年国土交通省告示第681号)による改正前の細目告示第40条、第118条及び第196条の規定に適合するものであればよい。
- 一 平成28年9月30日以前に製作された自動車
 - 二 平成28年10月1日から令和4年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量(自動車の構造、装置及び性能を勘案し、安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全の観点から十分許容される最大の質量をいう。以下この条において同じ。)が3.5トンを超え、12トン以下の自動車にあっては令和5年8月31日)までに製作された自動車であって次に掲げるもの
 - イ 平成28年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 平成28年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車であって、平成28年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和5年3月31日(貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が

3.5トンを超え、12トン以下の自動車にあっては令和5年8月31日)以前に製作された輸入自動車

四 平成28年10月1日以降に製作された自動車（車両総重量が12トンを超えるものに限る。）のうち、保安基準第55条の規定により保安基準第2条、第4条又は第4条の2の規定を適用しないものとされたものであって、3以上の車軸に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの。

五 令和4年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トンを超え、12トン以下の自動車にあっては令和5年8月31日)以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの。

29 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）については、細目告示第40条第1項第5号又は第118条第1項第3号ロ並びに第3項第2号ロ(1)及び第4号ロ(2)並びに第196条第3項第2号ロ(2)の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第1040号）による改正前の細目告示第40条第1項第5号、第118条第1項第3号ロ並びに第3項第2号ロ(1)及び第4号ロ(2)並びに第196条第3項第2号ロ(2)（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中、「フェーズ2」とあるのは「フェーズ1」と読み替えることができる。ただし、技術的最大許容質量が2.5トン以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員9人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が660立方センチメートルを超え1495立方センチメートル未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で300ミリメートルから1500ミリメートルの間に位置し、地面からのRポイント（運転者席の着座位置について自動車製作者等が定め、三次元座標方式に基づいて決定する設計点をいう。）の高さが800ミリメートル以上あるものであって、後輪駆動であるものにあっては、当該規定にかかわらず、協定規則第51号の規則6.2.1.1.に定める方法により測定した加速走行騒音の値が74デシベルを超えない構造であればよい。

一 平成28年9月30日以前に製作された自動車

二 平成28年10月1日から令和4年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5トンを超え、12トン以下の自動車にあっては令和5年8月31日)までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ 令和2年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5トンを超え、12トン以下の自動車にあっては令和4年8月31日)以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和2年9月1日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5トンを超え、12トン以下の自動車にあっては令和4年9月1日)以降に指定を受けた型

式指定自動車であって、令和2年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5トンを超え、12トン以下の自動車にあつては令和4年8月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和5年3月31日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5トンを超え、12トン以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前に製作された輸入自動車

四 令和4年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5トンを超え、12トン以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの。

30 二輪自動車であつて、令和3年8月31日以前に製作されたもの（平成28年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）については、細目告示第40条、第118条及び第196条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成28年国土交通省告示第681号）による改正前の細目告示第40条、第118条及び第196条の規定に適合するものであればよい。

31 使用の過程において二輪自動車から側車付二輪自動車に改造を行ったものについては、細目告示第118条及び第196条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成28年国土交通省告示第681号）による改正前の細目告示第118条及び第196条の規定に適合するものであればよい。

32 次の各号に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）については、細目告示第40条、第118条及び第196条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成30年国土交通省告示第1175号）による改正前の細目告示第40条、第118条及び第196条の規定に適合するものであればよい。

一 平成30年10月15日以前に製作された自動車

二 平成30年10月16日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの

イ 平成30年10月15日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 平成30年10月16日から令和2年4月15日までに指定を受けた型式指定自動車であつて、平成30年10月15日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの

- ハ 令和2年4月16日以降に指定を受けた型式指定自動車であって、令和2年4月15日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）
 - ニ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和2年4月15日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- 33 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）については、細目告示第40条、第118条及び第196条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1021号）による改正前の細目告示第40条、第118条及び第196条の規定に適合するものであればよい。
- 一 令和2年9月24日以前に製作された自動車
 - 二 令和2年9月25日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和2年9月24日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和2年9月25日から令和3年9月24日までに指定を受けた型式指定自動車であって、令和2年9月24日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
 - ハ 令和3年9月25日以降に指定を受けた型式指定自動車であって、令和3年9月24日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）
 - ニ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和3年9月24日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- 34 次に掲げる二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。以下この項において同じ。）については、細目告示第40条、第118条及び第196条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年国土交通省告示第1294号）による改正前の細目告示第40条、第118条及び第196条の規定に適合するものであればよい。
- 一 令和5年8月31日（輸入された自動車にあつては、令和6年8月31日）以前に製作され

た二輪自動車

二 令和5年9月1日から令和6年8月31日までに製作された二輪自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和5年8月31日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた型式認定自動車

35 令和4年9月1日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トンを超え、12トン以下の自動車にあつては令和5年9月1日）以降に製作された輸入自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）のうち指定自動車等以外の自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、細目告示第118条第1項第3号ロに規定する試験路にかかわらず、同告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に規定する試験路において測定した値を用いることができる。

36 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）については、細目告示第40条第1項第5号、第108条第1項第3号ロ並びに第3項第2号ロ①及び第4号ロ②並びに第196条第3項第2号ロ②の規定中、「フェーズ3」とあるのは「フェーズ2」と読み替えることができる。ただし、技術的最大許容質量が2.5トン以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員9人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が660立方センチメートルを超え1495立方センチメートル未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で300ミリメートルから1500ミリメートルの間に位置し、地面からのRポイント（運転者席の着座位置について自動車製作者等が定め、三次元座標方式に基づいて決定する設計点をいう。）の高さが800ミリメートル以上あるものであつて、後輪駆動であるものにあつては、当該規定にかかわらず、協定規則第51号の規則6.2.1.1.に定める方法により測定した加速走行騒音の値が73デシベルを超えない構造であればよい。

一 令和6年10月7日（乗車定員10人以上の専ら乗用の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が5トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあつては令和8年10月7日）以前に製作された自動車

二 令和6年10月8日（乗車定員10人以上の専ら乗用の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が5トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあつては令和8年10月8日）から令和8年10月7日（乗車定員10人以上の専ら乗用の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が5トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあつては令和9年10月7日）までに製作された自

動車であって次に掲げるもの

- イ 令和6年10月7日（乗車定員10人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が5トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあつては令和8年10月7日）以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和6年10月8日（乗車定員10人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が5トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあつては令和8年10月8日）以降に指定を受けた型式指定自動車であつて、令和6年10月7日（乗車定員10人以上の専ら乗用の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が5トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあつては令和8年10月7日）以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 三 令和8年10月7日（乗車定員10人以上の専ら乗用の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が5トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあつては令和9年10月7日）以前に製作された輸入自動車
- 四 令和8年10月7日（乗車定員10人以上の専ら乗用の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が5トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあつては令和9年10月7日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- 37 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）については、細目告示第40条、第118条及び第196条の規定中「協定規則第51号」とあるのは「協定規則第51号第3改訂版補足第6改訂版」と読み替えることができる。
- 一 令和5年1月3日以前に製作された自動車
 - 二 令和5年1月4日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - イ 令和5年1月3日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和5年1月4日から令和8年10月7日（乗車定員10人以上の専ら乗用の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が5トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあつては令和9年10月7日）までに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和5年1月3日以前に指

定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの

- ハ 令和8年10月8日（乗車定員10人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が5トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあつては令和9年10月8日）以降に指定を受けた型式指定自動車であって、令和8年10月7日（乗車定員10人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が5トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあつては令和9年10月7日）以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）

ニ 国土交通大臣が定める自動車

- 三 令和8年10月7日（乗車定員10人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が5トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあつては令和9年10月7日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

- 38 次の各号に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）については、細目告示第40条第1項第5号、第118条第1項第3号ロ及び第3項第2号ロ及び第196条第3項第1号ロの規定にかかわらず、協定規則第51号第3改訂版補足第7改訂版に規定する試験路において測定した値を用いることができる。

一 令和10年9月24日以前に製作された自動車

二 令和10年9月25日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの

イ 令和10年9月24日以前に指定を受けた型式指定自動車

- ロ 令和10年9月25日以降に指定を受けた型式指定自動車であって、令和10年9月24日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）

ハ 国土交通大臣が定める自動車

- 三 令和10年9月24日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査

証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの